

## 令和2年度狩猟免許試験案内

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、令和2年度において次のとおり狩猟免許試験を実施します。

### 1 狩猟免許試験の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

### 2 試験の日時

実施回	試験日時	申請期間	試験会場		
			徳島会場	阿南会場	美馬会場
第1回	令和2年7月26日(日) 午前10時から	令和2年6月12日(金)から 同年7月10日(金)まで	●	●	●
第2回	令和2年8月2日(日) 午前10時から	同上	●	●	●
第3回	令和2年8月30日(日) 午前10時から	令和2年7月13日(月)から 同年8月7日(金)まで	●	●	●
第4回	令和2年9月6日(日) 午前10時から	同上	●	●	●
第5回	令和2年10月25日(日) 午前10時から	令和2年9月1日(火)から 同年10月2日(金)まで	●	●	●
第6回	令和3年1月24日(日) 午前10時から	令和2年12月7日(月)から 令和3年1月8日(金)まで	●	●	●
第7回	令和3年1月31日(日) 午前10時から	同上	●	●	●

※ 試験当日の受付は、試験開始時刻の1時間前から10分前までとします。

※ 申請書類の受付は、午前8時30分から午後5時までの間とし、申請期間の最終日必着とします。  
（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受け付けません。）

### 3 試験会場

会場	対象者	定員	住所
徳島会場	徳島県東部農林水産局管内 に住所を有する者	20名 (先着順)	徳島県徳島合同庁舎 (徳島市新蔵町1丁目67)
阿南会場	徳島県南部総合県民局管内 に住所を有する者	15名 (先着順)	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎 (阿南市領家町野神319)

美馬会場	徳島県西部総合県民局管内 に住所を有する者	10名 (先着順)	第1回：徳島県西部総合県民局美馬庁舎 (美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73) 第2回～第7回：穴吹農村環境改善センター (美馬市穴吹町穴吹安成73)
------	--------------------------	--------------	---

※ 原則は、住所地を管轄する東部農林水産局及び総合県民局で実施される各会場での受験となります。

※ ただし、各会場の受験者数が定員に達した場合は、他の会場において受験していただくか、受験日を変更していただく場合があります。

#### 4 受験資格

徳島県内に住所地を有する者で、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 試験日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの(※)にかかっている者

※環境省令で定める病気(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第47条)

- ① 統合失調症
  - ② そううつ病(そう病及びうつ病を含みます。)
  - ③ てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。)
  - ④ ①から③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
  - (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

#### 5 試験の内容

知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識
適性試験	視力、聴力、運動能力
技能試験	猟具の判別、猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測 (猟具の判別は、網猟免許及びわな猟免許所持者、距離の目測は、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許に限る。)

※現に取得している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者(以下「一部免除者」という。)にあっては、知識試験のうち、「猟具に関する知識」以外の部分を免除します。

※適性試験は、知識試験に合格した者に対して、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者に対して

行います。

## 6 申請手続

狩猟免許を受けようとする者は、試験実施各回の申請期間（「2 試験の日時」を参照）中に、次の書類等を住所地を管轄する東部農林水産局又は総合県民局に提出してください。

来庁により申請書類を提出する場合は、事前に電話で連絡してください。

郵送により申請書類を提出する場合は、封筒に「狩猟免許申請書在中」と朱書し、簡易書留郵便又は特定記録郵便で送付してください。

なお、申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

### (1) 狩猟免許申請書 1通

徳島県が定める様式を両面印刷して作成してください。なお、狩猟免許申請書は、県ホームページ及び東部農林水産局、総合県民局並びに県鳥獣対策・ふるさと創造課で配布しています。郵便で請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書きの上、返信用封筒（宛先として申請者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。）を同封し、「11 お問い合わせ先・申請書の提出先」まで送付してください。

### (2) 狩猟免許申請手数料

次の区分による金額を徳島県収入証紙により納付してください。

- ① 初心者（現在狩猟免許を取得していない者） 免許1種類につき5,200円
- ② 一部免除者 免許1種類につき3,900円

### (3) 写真 1枚（受験票貼付用）

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル・横2.4センチメートルのもので、裏面に必ず氏名及び撮影年月日を記載してください。

### (4) 郵便はがき 1葉（受験票用）

宛先として申請者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、63円切手を貼付してください。

### (5) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

申請者が猟銃等所持許可を現に受けている場合のみ提出してください。

なお、本書類を提出する場合、「(6)医師の診断書」は提出不要です。

### (6) 医師の診断書

「4 受験資格」の(2)から(4)のいずれにも該当しないことを証するものであって、原則として申請前3か月以内に診断されたものであること。

※同時に複数の種類の狩猟免許を受けようとする場合、上記(1)から(4)の書類等は受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。なお、(5)及び(6)については、1通のみ提出してください。（狩猟免許申請手数料は、受けようとする狩猟免許の種類ごとに必要となります。）

## 7 試験時携行品等

受験者は、試験当日、受験票、筆記用具を持参してください。また、適性試験において眼鏡や補聴器等が必要となる者は、これをあわせて持参してください。

技能試験の受験者は、猟具の取扱いをするのに適した服装及び靴で受験してください。

また、試験会場においては必ずマスクを着用してください。

## 8 合格発表

適性試験及び知識試験の合格発表は、技能試験の開始前に、試験会場に掲示して行います。  
最終合格発表は、技能試験終了後、技能試験受験者に対し、口頭により行います。

## 9 試験結果の開示

この試験の結果については、徳島県個人情報保護条例第 13 条の規定により、受験者本人が直接口頭での開示を請求することができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けません。）

## 10 その他の注意事項等

- (1) 狩猟免許を取得し、猟具を所持しただけでは、実際には狩猟はできません。狩猟するためには、出猟したい都道府県ごとに狩猟者登録を行い、狩猟税を納める必要があります。
- (2) 受験票の返送をもって、申請書の受理通知にかえるものとします。
- (3) 申請期間の終了後、試験日や受けようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還及び狩猟免許申請手数料の還付はできません。
- (4) 受験票は、受付後、試験日の数日前までに到着するように送付します。万一、到着しない場合は、狩猟免許申請書を提出した東部農林水産局及び総合県民局にお問い合わせください。
- (5) 徳島会場は、会場駐車場の混雑が予想されますので、可能な限り公共交通機関で来場してください。
- (6) 不正の手段により狩猟免許を受け、又は受けようとしたときは、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことがあるほか、3年以内の期間で試験を受けることができなくなることがあります。
- (7) 一般社団法人徳島県猟友会において、この試験の受験者等を対象とした講習会を実施します。この講習会の詳細は、一般社団法人徳島県猟友会（088-623-1617）にお問い合わせください。
- (8) 新型コロナウイルスの感染状況により、試験を延期・中止する場合があります。その場合は県ホームページでお知らせしますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 試験当日、発熱（体温 37.5 度以上）や風邪の症状がある方については、受験をお断りする場合があります。

### 1.1 お問い合わせ先・申請書の提出先

提出先（電話番号）	管轄区域	所在地	電話番号
徳島県徳島合同庁舎 東部農林水産局 林業振興担当	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8583

徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎 環境担当	阿南市 那賀郡 海部郡	〒774-0011 阿南市領家町野神319	0884-28-9860
徳島県西部総合県民局 美馬庁舎 環境担当	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2060
徳島県鳥獣対策・ふるさと創造課		〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2262

狩猟免許用

※銃砲の所持許可を現に受けている方は、必要有りません。

診 断 書

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
診断事項	1 統合失調症 2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。） 3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。） 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒患者 5 上記に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
診断結果	該当しない。  該当する。（具体的に、病名等を記載）

上記のとおり診断する。

令和 年 月 日

所在地  
病院名  
医 師

印

(備考)

- 1 銃の所持許可用の診断書とは、内容が異なります。
- 2 診断を受ける病院についての指定は、特にありません。
- 3 銃の所持許可用の診断書を狩猟免許の申請に使用することはできますが、反対にこの診断書で銃の所持許可の申請をすることはできません。

※整理番号							
狩 猟 免 許 申 請 書							
徳島県知事 殿				年 月 日			
ふりがな							徳 島 県 収 入 証 紙 貼 付 欄
氏 名							
生年月日	年 月 日生						
住 所	〒						
	電話番号						
次のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。							
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃砲の所持許可							
網猟免許	1 網						
わな猟免許	2 わな						
第 一 種 銃 免 許	3	ライフル銃	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日	
	4	散弾銃	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日	
	5	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日	
第 二 種 銃 免 許	6	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日	
(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免状の交付年月日及び番号							
他の狩猟免許		都 道 府 県 知 事 名	知 事	交 付 年 月 日		番 号	
(3) 同一登録年度において他の狩猟免許の申請書を提出している場合又は他の狩猟免許の更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類							
他の狩猟免許				他の狩猟免許の更新			

(裏)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたこと  
の有無

年 月 日

処 分 の 内 容

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無（ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

狩猟免許を取り消されたことの有無

年 月 日

狩 猟 免 許 の 種 類

狩 猟 免 許 を 取 り 消 し た  
都 道 府 県 知 事 名

知 事

(6) 受験を希望する日（記載のない場合、申請を受理できないため、必ず記載してください。）

年 月 日

#### 記載上の注意事項

- 1 受けようとする狩猟免許の種類ごとに、申請書を提出すること。
- 2 文書は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。
- 4 (1)の銃砲所持許可番号及び交付年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 6 (6)の受験を希望する日は、必ず記載してください。  
なお、各申請期間の対象となる試験日以外は、申請できません。  
(例：令和2年6月15日(第1～2回申請期間中)に提出した申請書に、8月30日(第3回試験日)を受験希望日として記載していた場合、申請は受理できません)